

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合高砂店
多賀城市高橋二丁目54-1 外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資
仙台市泉区八乙女四丁目2-2
鈴木 康弘
多賀城市高橋一丁目17-14
鈴木 雄士
多賀城市高橋一丁目17-14

三 市町村の意見

- 1 産業廃棄物減量化及びリサイクルについて、廃棄物の減量に努めるとともに資源物等のリサイクルルートを独自に構築し、資源物等をリサイクルするよう配慮願いたい。
- 2 騒音について、店舗が住宅地と隣接していること、また、早朝から深夜まで営業を行うことから騒音の発生については十分な配慮と対応を願うとともに、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載の騒音防止対策の遵守に努められたい。
- 3 廃棄物の保管について、衛生面に十分留意されたい。
- 4 一般廃棄物について、本市が許可している業者に収集運搬を依頼するか、本市指定の処理施設に直接自らが搬入されたい。
- 5 産業廃棄物について、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者等に依頼されたい。
- 6 一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、それぞれ適正に処理するとともに廃棄物の減量対策を講じられたい。また、駐車場等のゴミの清掃及び飛散防止対策についても併せて講じられたい。

四 地域住民等の意見の概要

なし

五 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び多賀城市役所

六 縦覧期間

平成18年3月10日から平成18年4月10日まで（ただし、閉庁日を除く。）